

(問) 「生別母子世帯」から保護の申請があった場合に、前夫(夫)の扶養について、どのように取り扱えばよいか。

(答) 一 離婚している世帯の場合

まず生別母子世帯の世帯主の申立て等を基に前夫の扶養の可能性を判断するわけですが、世帯内の子が未成熟であれば前夫には強い扶養義務があります。前夫の扶養能力の調査については、例えば前夫が管内に居住する場合には実地に調査を実施する等十分に行うことが必要です。

(一) 調査の結果、前夫に扶養能力(子が未成熟であれば前夫の最低生活費を超過して収入を得られる能力)があると判断されるにもかかわらず、世帯主と前夫の間で養育費等の支払いの取決めがなされていない場合には、世帯主から前夫に対して養育費の支払いを請求させ、その取決めをさせることとなります。夫婦間の共同財産がある場合には財産分与の請求を、また、世帯主が前夫の暴力等により精神的損害等を受けていれば慰謝料の請求を、併せて行わせることとなります。

なお、これらについて当事者間で解決がつかない場合は、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てるよう指導することも必要となります。この際、前号にも書きましたように、昭和五十六年の財産分与又は慰謝料の平均支払決定額は、二百万を超えていることに十分留意を致す必要があります。

(二) 離婚時に養育費等の支払いの取決めがなされている場合には、その取決め内容が調査の結果把握した前夫の扶養能力等からみて、妥当なものかどうかを検討し、妥当でないとは判断される場合には、養育費等の増額について働きかけることが必要でしょう。

特に、離婚に際して養育料を将来にわたって請求しないという取決めがなされていたとしても、生活保護を適用する以上は、前夫の扶養能力に応じて扶養の履行を求めることは当然必要となります。

なお、取決めがなされているにもかかわらず、現実には支払が行われていない場合



合には、速やかにその履行を請求させることとなります。特に、調停又は審判によって取決めがなされていた場合には、家庭裁判所に対して履行勧告や履行命令を求めるよう指導することも必要でしょう。

二 離婚していない(別居中の)世帯の場合

前述と同様に夫の扶養能力等を調査することもあることから、単に別居という理由のみをもって保護の申請に及んだような場合には、それぞれの生活の維持は何よりもまず当事者間で解決すべきことを強く指導すべきです。どうしても当

事者間で解決がつかない場合であって夫に資力があるときは、夫婦関係調整や婚姻費用の分担に関する調停、審判の申立て等を家庭裁判所に対して行うよう指導する必要があります。これは、法律上の婚姻関係を続けながら保護を続ける場合には、夫婦の同居・扶助の義務を定めた民法第七五二条や生活費等婚姻費用の分担義務を定めた民法第七六〇条にのみ、夫に対してこれらの規定に基づく扶助等の義務の履行を求めていく必要があるからです。

三 以上のような指導に対して、世帯主が単に感情的な理由等によって養育費等を受けることや家庭裁判所への申立てに全く誠意もって応じず、一方的に保護の受給のみを主張するような場合は、生活保護法第二七条に基づく指導を行うことも検討する必要があります。

ただ、なかには前夫(夫)の暴力行為等のため離婚又は別居に至り、直接前夫(夫)の調査等を行うことが困難と考えられるケースもあると思われます。そのような場合には、世帯主の生活や自立を損なうこととならないように配慮しながら、世帯主の前の居住地や前夫(夫)の居住地の福祉事務所等の協力も得て過去の生活状況等を調査し、また、それぞれの親族や民生委員等関係者にも協力等を働きかけることが必要であり、このために多少日時をかけて根気よく慎重に対応することもやむを得ないと考えられます。四 ところで、生別母子世帯の現状を見

るとき、妻が前夫(夫)に対して養育費等を請求することあまり積極的ではなく、また、前夫(夫)も子の扶養義務者であるという認識、責任感が薄い場合も少なくないと思われます。

このような場合には、未成熟の子に対する親の扶養義務いわゆる生活保持義務は、夫婦の離婚あるいはそれによる親権の有無によっても消滅するものではなく、既に述べたとおり、自己の最低生活を超過する部分について扶養を求めるべきことを十分説明する必要があります。

そして、当然なすべき扶養義務の請求を回避して生活保護を安易に選択することは生活保護法第四條の趣旨からして適当でないことを十分に説明し、理解させることも必要なことと考えられます。

五 以上述べた取扱い等は、申請時はもちろん保護受給中の場合でも妥当するものです。このほか、前夫(夫)以外の扶養義務者、例えば前夫(夫)が行方不明等の場合に子にとって直系血族である前夫(夫)の両親の扶養能力についても必要な調査を行い、可能な場合には扶養を求めていくべきこと等は当然のことです。ので、こうした点にも十分意を用いる必要があるのは言うまでもありません。

(保護課)